

## ジェネリックのポイント

- 1 先発医薬品と比較すると安価であることが多いため、負担軽減につながります。
- 2 品質、有効性、安全性は新薬と同等です。
- 3 患者さんが飲みやすいよう工夫されている場合もあります。

※医療費の増加で、医療を支える負担（健康保険料等）も増加しています。ジェネリック医薬品は、自己負担の軽減のみでなく、将来の世代の負担を減らすことにもつながります。

## ジェネリックへ変更するには

かかりつけの医師や薬剤師に、ジェネリック医薬品を希望することを伝え、変更について相談してください。

### 【変更にあたっての注意点】

- 新薬、ジェネリックを問わず、添加剤の中でアレルギーを起こすものがあります。
- 薬によってはジェネリック医薬品のないものもあります。

## ジェネリック医薬品 利用差額通知書の送付

1月下旬に、国民健康保険被保険者の方へジェネリック医薬品差額通知書を送付します。この通知は、ジェネリック医薬品に変更した場合、自己負担額がどれくらい安くなるかをお知らせするものです。ジェネリック医薬品へ切り替える際の参考としてご活用ください。

### ●対象

令和2年10月に国民健康保険証を使って生活習慣病や慢性疾患等の薬の処方を受けた方で、ジェネリック医薬品へ変更した場合、薬の自己負担額が100円以上軽減できると見込まれる方

すぐに始められます！  
「ジェネリック」

## ジェネリック医薬品 (後発医薬品)とは

新薬（先発医薬品）の特許が切れた、同じ有効成分を使った品質・効き目が同等で、低価格な薬です。

## どうして低価格なの？

新薬は、長い年月と多額の費用をかけて開発されます。ジェネリック医薬品は、新薬と比較して、開発にかかる費用や時間が少なく、低価格で提供できます。

## 安全性は？

新薬と同様に製造管理や品質管理が厳しくチェックされており、安全です。

# 『ジェネリック医薬品』 をどう存じますか？

● 問い合わせ

保険課

(東庁舎2階)

☎ 34-3203

☎ 39-2523

## 医療費通知

国民健康保険被保険者の方には6～10月診療分を、長野県後期高齢者医療保険被保険者（75歳以上）の方には1～10月診療分の医療費通知を1月下旬～2月上旬に送付します。

■活用 診察内容の確認や確定申告等税申告の医療費控除の添付書類として使用できます。

### ■注意事項

医療費通知に記載されていない医療費（11月、12月診療分や特定診療科の受診分）がある場合は、お手元の領収書をもとに「医療費の明細」を作成してください。

国民健康保険の1～5月診療分の医療費通知はすでに発送済みですが、必要な方は保険課までお問い合わせください。

### ●医療費通知に関する問い合わせ

国民健康保険は保険課（☎34-3203 ☎39-2523）

後期高齢者医療保険は長野県後期高齢者医療広域連合（☎026-229-5320 ☎026-228-1850）

### ●医療費控除に関する問い合わせ

市民税課（本庁舎2階 ☎34-3232 ☎36-9345）

松本税務署（☎32-2790 ※自動音声案内）